

相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年 12 月 20 日
条 例 第 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となつた者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 給料の計算期間は月の1日から末日までとし、その支給日は規則で定める。

第8条 新たにフルタイム会計年度任用職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。
- 3 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第9条 相楽東部広域連合に係る関係町村の条例を準用する条例（平成20年条例第7号。以下「準用条例」という。）第2条第12号の規定に基づき、和東町職員の給与に関する条例（昭和41年和東町条例第5号。以下「和東町給与条例」という。）第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第10条 時間外勤務手当は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1か月について60時間を越えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第11条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(端数処理)

第12条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 和東町給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム

会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第20条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第14条 第10条、第11条及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、その者に適用される給料表の給料月額（以下「基準月額」という。）に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を準用条例第2条第8号の規定により準用する職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和東町条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

（時間外勤務に係る報酬）

第17条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務

1 時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が 1 か月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第 1 項の勤務の時間 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100 分の 50

（休日勤務に係る報酬）

第 18 条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の端数処理）

第 19 条 第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び前 2 条の規定により勤務 1 時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 20 条 和東町給与条例第 20 条から第 20 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、和東町給与条例第 20 条第 3 項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第 21 条 報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務 1 時間当たりの報酬額の算出)

第 22 条 第 17 条、第 18 条及び次条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第 16 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第 16 条第 2 項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計

年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条第3項の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が和束町給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)及び支給日については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、準用条例第2条第13号の規定により準用する職員等の旅費に関する条例(昭和41年和束町条例第6号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第26条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法第203条第5項」を「地方自治法第203条の2第5項」に改める。
別表を次のように改める。

別表

職 名	報酬の額		
広域連合長	年	額	48,000 円
副広域連合長	年	額	36,000 円
参与	年	額	30,000 円
議長	年	額	36,000 円
副議長	年	額	30,000 円
議員	年	額	24,000 円
監査委員（学識）	日	額	8,000 円
監査委員（議会）	日	額	6,000 円
公平委員会委員	日	額	6,000 円
選挙管理委員会委員長	日	額	6,000 円
選挙管理委員会委員	日	額	6,000 円
障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日	額	8,000 円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日	額	6,000 円
行政不服審査会委員	日	額	6,000 円
教育委員会委員	年	額	135,000 円
スポーツ推進委員	日	額	6,000 円
いじめ防止等対策委員会委員長	日	額	9,000 円
同 委員	日	額	8,000 円
いじめ調査委員会委員長	日	額	9,000 円
同 委員	日	額	8,000 円
社会教育委員会議議長	日	額	8,000 円
同 委員	日	額	6,000 円
給食センター運営委員会委員	日	額	6,000 円
教育支援委員会委員	日	額	6,000 円
笠置児童館運営審議会委員	日	額	6,000 円
文化財保護委員会委員	日	額	6,000 円
要保護児童対策地域協議会委員	日	額	6,000 円
廃棄物処理施設公害防止委員会会長	年	額	9,000 円
同 副会長	年	額	7,800 円
同 委員	年	額	6,000 円

別表第 1（第 4 条関係）

給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100

4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
1 0	160,300	214,200
1 1	161,600	216,000
1 2	162,900	217,800
1 3	164,100	219,200
1 4	165,600	221,000
1 5	167,100	222,700
1 6	168,700	224,500
1 7	169,800	226,100
1 8	171,200	227,800
1 9	172,600	229,400
2 0	174,000	230,900
2 1	175,300	232,200
2 2	177,800	233,800
2 3	180,300	235,400
2 4	182,800	236,900
2 5	185,200	237,900
2 6	186,900	239,400
2 7	188,500	240,700
2 8	190,200	241,900
2 9	191,700	243,100
3 0	193,400	244,100
3 1	195,200	245,100
3 2	196,900	246,100
3 3	198,500	247,200
3 4	199,900	248,100
3 5	201,400	249,000
3 6	202,900	250,000
3 7	204,200	250,900
3 8	205,500	252,200
3 9	206,700	253,400
4 0	208,000	254,700
4 1	209,300	256,000
4 2	210,600	257,400

4 3	211, 900	258, 600
4 4	213, 200	259, 800
4 5	214, 300	260, 900
4 6	215, 600	262, 100
4 7	216, 900	263, 400
4 8	218, 200	264, 500
4 9	219, 200	265, 600
5 0	220, 300	266, 600
5 1	221, 300	267, 800
5 2	222, 300	268, 900
5 3	223, 300	269, 900
5 4	224, 200	270, 900
5 5	225, 100	272, 000
5 6	226, 000	273, 100
5 7	226, 300	274, 000
5 8	227, 100	275, 000
5 9	227, 800	275, 900
6 0	228, 500	277, 000
6 1	229, 200	278, 100
6 2	230, 000	279, 100
6 3	230, 700	280, 000
6 4	231, 300	281, 000
6 5	231, 900	281, 500
6 6	232, 500	282, 400
6 7	233, 100	283, 100
6 8	233, 800	284, 000
6 9	234, 500	285, 000
7 0	235, 100	285, 800
7 1	235, 600	286, 600
7 2	236, 300	287, 400
7 3	237, 000	288, 200
7 4	237, 600	288, 700
7 5	238, 200	289, 100
7 6	238, 700	289, 600
7 7	239, 300	289, 800
7 8	240, 000	290, 100
7 9	240, 700	290, 300
8 0	241, 200	290, 700
8 1	241, 700	290, 900

8 2	242, 300	291, 100
8 3	242, 900	291, 500
8 4	243, 400	291, 800
8 5	243, 900	292, 100
8 6	244, 500	292, 400
8 7	245, 100	292, 700
8 8	245, 600	293, 100
8 9	246, 100	293, 400
9 0	246, 600	293, 800
9 1	246, 900	294, 100
9 2	247, 300	294, 500
9 3	247, 600	294, 700
9 4		294, 900
9 5		295, 200
9 6		295, 600
9 7		295, 800
9 8		296, 100
9 9		296, 500
1 0 0		296, 900
1 0 1		297, 100
1 0 2		297, 400
1 0 3		297, 800
1 0 4		298, 100
1 0 5		298, 300
1 0 6		298, 600
1 0 7		299, 000
1 0 8		299, 300
1 0 9		299, 500
1 1 0		299, 900
1 1 1		300, 300
1 1 2		300, 600
1 1 3		300, 800
1 1 4		301, 000
1 1 5		301, 300
1 1 6		301, 700
1 1 7		301, 900
1 1 8		302, 100
1 1 9		302, 400
1 2 0		302, 700

1 2 1		303, 100
1 2 2		303, 300
1 2 3		303, 600
1 2 4		303, 900
1 2 5		304, 200

別表第2 (第

5条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務